

大田市告示第106号

大田市農林水産業県単独事業補助金交付要綱（平成30年大田市告示第147号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月1日

大田市長 楫野弘和

第2条第2号を次のように改める。

(2) 有機農業推進事業費補助金交付要綱（令和7年4月1日付け産支第40号。以下「有機農業推進交付要綱」という。）

別表の2の表を次のように改める。

2 有機農業推進交付要綱関係

事業区分	事業種目	事業内容及び対象経費	補助率	補助額上限
有機農業チャレンジ支援	(1) 有機農業チャレンジ支援	有機農業に取り組もうとする慣行栽培農業者や新規栽培者による、有機栽培の試行的な取組を支援 (1)有機農業による栽培の試行的栽培技術実証等の取組に要する経費 (2)先進事例調査等 (3)その他、市長が認める内容 ※なお、事業実施期間内において、1事業実施主体あたり利用できるメニューの回数は以下のとおりとする(1)同一取組は3回までとする(2)1事例につき1回までとする※また、市外のほ場については、対象から除外する	1/2以内	300千円
	(2) 有機農業レタ	慣行栽培から有機栽培への転換や取組誘導に向けて、有機農業の産地づくりに取り組む産地協議会やJA等による、新たに有機農業に取り組む農業者	1/3以内	2,000千円

	ル機 械導 入支 援	向けの貸出用機械の導入を支援		
有機 J A S 認 証取得 支援	(1) 新 規取 得者 支援	<p>新たに有機JAS認証を取得する者に対し、認証取得経費の一部を補助 ただし、初回に限り国事業の要件に合致しない者及び国事業に応募し、採択されなかった者に限る初回を含め最大3回までの利用を限度とする（初回、国事業を利用した場合は、最大2回まで）</p> <p>※なお、令和5年4月24日付け産支第49号制定の有機 J A S 認証拡大支援事業を利用した者については、通算とする</p> <p>(1)登録認証機関に対して直接支払う認証に係る手数料等（ただし、振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費、認証シールは補助の対象としない）</p> <p>(2)有機 J A S 講習会の受講料（初回に限る）</p> <p>※ なお、市外のほ場については、対象から除外する</p>	初回： 定額 2回目以降1/2以内	初回：500 千円 2回目以降250千円
	(2) 既 存取 得者 の規 模拡 大支 援	<p>有機 J A S 認証ほ場面積を拡大し、有機農産物の生産拡大を目指す者に対し、有機 J A S 認証取得経費の一部を補助 ただし、前年の有機 J A S 認証ほ場全体の面積に対し、純増する場合に限る</p> <p>(1)登録認証機関に対して直接支払う認証に係る手数料等（ただし、振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証</p>	1/2以内	250千円

		<p>機関年会費、認証シールは補助の対象としない)</p> <p>※ なお、市外のほ場については、対象から除外する</p>		
有機農業産地づくり支援	(1) 有機農業産地形成活動支援	<p>有機JAS認証取得者等が、有機農業の産地づくりのために必要な取組を支援</p> <p>(1)有機農業の産地づくりに向けた有機栽培技術実証等の取組に要する経費</p> <p>(2)有機農産物の新規販路開拓や取引拡大のための調査・活動経費</p> <p>(3)先進地調査に係る経費</p> <p>(4)その他、市長が認める内容</p> <p>※なお、事業実施期間内において、1事業実施主体あたり利用できるメニューの回数は以下のとおりとする</p> <p>(3)1事例につき1回までとする</p> <p>※また、市外のほ場については、対象から除外する</p>	1/2以内	500千円
	(2) 有機農業産地形成機械等導入支援	<p>有機JAS認証取得者等が、有機農業の産地づくりに向けた共同化・分業化等の仕組みを構築するために必要な機械等整備を支援</p> <p>※なお、市外のほ場については、対象から除外する</p>	1/3以内	2,000千円
			<p>国事業を活用する場合</p> <p>合は1/6以内</p>	

附 則

この告示は、令和7年5月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。